

輸入検査時に検査証明書の原本の到着が間に合わない場合の取扱について

令和2年8月5日付け植物防疫法施行規則（以下「規則」とします。）の一部改正により、規則第4条で定める検査証明書（植物検疫証明書又は Phytosanitary Certificate とも言います。）の添付を要しない植物が追加されるとともに、規則第4条に該当しない植物については検査証明書の添付を厳格に求めることとなりました。

一方、規則第4条に該当しない植物のうち貨物で輸入されるものについては、輸出国側の検査証明書の発行体制が整うまでの準備期間として、3年間の猶予期間を設定しておりましたが、令和5年8月5日以降は、検査証明書を必ず添付する必要があります。

しかしながら、輸出国の検査証明書の発行体制や郵便事情等により、輸入検査時に検査証明書の原本の到着が間に合わない場合には、これまで例外的に検査証明書の添付がなくとも輸入を認めていた穀物や木材等の一部の植物であって、令和5年8月5日以降に検査証明書の添付を厳格に求めることとした植物に限った暫定的な措置として、以下のとおり対応します。

- 1 検査証明書の原本（又は、原本以外に有効としているもの）の到着が輸入検査に間に合わない場合は、原本到着後、速やかに原本が提出されることを前提に、検査証明書のコピーの添付があれば、輸入検査を実施し、検査に合格したものに対しては合格証を発行します。（原本が提出されなかった場合は、次回以降の本暫定措置による対応は実施しません。）
- 2 本暫定措置を実施する期間は令和5年8月5日から1年間（令和6年8月4日まで）とします。

暫定期間の中に、輸入業者においては、輸出業者を通じて輸出国政府に検査証明書の早期発行を働きかけるようご協力をお願いします。

輸出国政府において検査証明書の早期発行が困難な場合や、輸出国の郵便事情等により、どうしても原本の到着が遅れる状況が改善できない場合は、個別に植物防疫所へご相談ください。